

北海道告示第11410号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業)(太平洋海域)について、制限措置を次のとおり定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	
小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業)	道東太平洋東部海域	釧路市雌阿寒岳頂上正南の線以東、厚岸郡と根室市の境界線との最大高潮時海岸線との交点から正南の線以西の海域。ただし、150メートル以浅の海域を除く。	毎年、3月1日から12月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	15トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者
	道東太平洋西部海域	釧路市雌阿寒岳頂上正南の線以西、釧路市音別町と十勝郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から190度の線以東の海域。ただし、300メートル以浅の海域を除く。	毎年、5月1日から11月30日まで			